

## 社会福祉法人東京都福祉事業協会 役員・評議員報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東京都福祉事業協会（以下、「協会」という。）の役員（理事、監事）及び評議員の報酬を定めるものである。

### (理事報酬)

第 2 条 理事に対し、次により報酬を支給する。

#### (1) 業務執行担当理事

ア 理事長	月額報酬	250,000 円
イ 常務理事	月額報酬	450,000 円
	期末報酬	900,000 円（6・12 月各々）

#### (2) (1) 以外の理事

理事会への出席、その他理事長の要請により理事として協会の業務を行った場合

1 日につき 15,000 円＋源泉徴収額相当額

### (監事報酬)

第 3 条 監事に対し、次により報酬を支給する。

理事会又は評議員会への出席、監事監査、その他監事として協会の業務又は協会に関わる業務を行った場合

1 日につき 15,000 円＋源泉徴収額相当額

### (評議員報酬)

第 4 条 評議員に対し、次により報酬を支給する。

評議員会への出席、その他理事長の要請により評議員として協会の業務を行った場合

1 日につき 15,000 円＋源泉徴収額相当額

### (交通費)

第 5 条 報酬の支給の対象となる業務を行うに際し、交通費が必要となる場合は、その実費を支給する。ただし、理事長が別に定める旅費規程により旅費が支給さ

れるときは、この規程による交通費は支給しない。

(退職金)

第6条 理事長及び常務理事に対し、次により退職金を支給する。

- (1) 理事長 月額報酬×4/100×在任月数で算定した額とする。ただし、支給額の上限は150万円とする。
- (2) 常務理事 月額報酬×12/100×在任月数で算定した額とする。
- (3) 在任月数の算定にあたっては就任月及び退任月はそれぞれ1か月とする。

(兼務理事)

第7条 職員給与の支給を受ける理事については、この規程による報酬等を支給しない。

(報酬等の支給方法等)

第8条 業務執行担当理事の月額報酬については、理事長又は常務理事に就任した日の属する月から当該理事を退任した日の属する月までの各月に支給する。ただし、理事長又は常務理事のいずれか一方の職を退任した月に他の一方の職に就任した場合は、常務理事の報酬のみを支給する。

- 2 常務理事の期末報酬については、6月1日又は12月1日に在任している場合に支給する。
- 3 報酬等の支給期日、支給方法は、次のとおりとする。

(1) 業務執行担当理事

職員給与の支給期日、支給方法に準じて支給する。

(2) (1) 以外の理事、監事、評議員

原則として、報酬の対象となる業務を行った日後、速やかに銀行振り込みの方法により支給する。

(特例等)

第9条 常務理事の勤務形態が常勤ではない場合の報酬については、理事長は、第2条に定める額の範囲内で、勤務の状況等を勘案して適切な額とすることができる。この場合、理事会に報告するものとする。

- 2 前項の場合のほか、この規程によりがたい場合は、別途、個別に理事会の提案

に基づき評議員会が定めるものとする。

(役員報酬総額)

第 10 条 定款第 21 条の規定により評議員会において定める役員報酬総額は、年額 1,300 万円とする。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。